

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の短時間労働者への拡大等について

平成22年7月の改正障害者雇用促進法の施行により、重度でない身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が障害者雇用納付金制度の対象となることに伴って、これらの障害者を、同制度に基づく助成金の対象とする

I 重度障害者等通勤対策助成金のように、事業主の負担が障害者の勤務時間と関係しない助成金などを含め、原則として、短時間労働者については、フルタイムの障害者と同じ取扱いのまま、助成金の対象とする。

(Ⅱ・Ⅲに該当しない助成金が対象)

Ⅱ 事業主の負担が作業時間の長短に比例するなど、異なる支給限度額等を設定することが適切な助成金は、納付金制度で短時間労働者向けの支給限度額が設定された業務遂行援助者の配置助成金(障害者介助等助成金の1つ)と同様、短時間労働者に対する支給限度額をフルタイムの半分に設定した上で、助成金の対象とする。

(障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金が対象)

Ⅲ もともと重度でない身体障害者及び知的障害者が対象になっていない助成金やモデル的な内容を持つ助成金については、従来と同じ取扱いとする。

(障害者介助等助成金の一部(職場介助者の配置等助成金・業務遂行援助者配置助成金)、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金が対象)